東日本大震災復興関連事業チェックシート (国土交通省) (平成23年度第3次補正予算)												
事業名	放射性物質で汚染された下水汚泥の緊急処理対応				担	当部局庁	国土技術政策総合		作成責任者			
事業開始 - 終了(予定) 年度	H 2 3			担	旦当課室	下水道研究部下水処理研究室			室長 小越真佐司			
会計区分	一般会計					施策名	4 4 技術研究開発の推進					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	展に行う原子刀発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(第16条)					する計画、 通知等	原子力災害からの復興に関する基本方針(29頁19行)(放射性物質で汚染された廃棄物や土地の早期の処理や、浄化に向けて取り組むべき					
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	下水汚泥に含まれる放射性物質のために処分や再利用が滞っており、その適切な対応措置の確立と共に係る状態の終息に向けた取組が必要である。終息を予測するため下水中の放射性核種量の推移を把握し、処理区域内の汚染状況と関連づけることが不可欠である。これを実現するため長期的に下水の放射性核種濃度を定量的に把握するために必要な設備の整備を行うものである。											
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	下水処理場における高濃度から低濃度に至る放射性物質含有汚泥等の含有核種とその濃度のモニタリングを行い、周辺汚染状況の変化等との関係を調べ、汚泥放射能レベルの推移と汚染汚泥発生量を把握するため、汚泥試料の核種分析が可能な半導体検出器と試料採取が困難な場合に必要な現場測定型検出器を備える。これらを用いて得たデータにより、下水汚泥等の汚染による障害からの迅速な復興シナリオを策定可能とし、震災復興でゆとりのない被災自治体の下水道復旧を直接支援するほか、蓄積されたデータに基づき国が定める放射性物質で汚染された汚泥の適切な取扱指針等策定に寄与する。											
実施方法	■直接実施    ■業務委託等    □補助					□貸付  □その他						
23年度予算額 (単位:百万円)	当初	当初 第 1 次補正			第23	欠補正	第 3 次補正		計			
	-		_	標値			30			30		
成果目標 (アウトカム)	成果指標	単位	23年度	(年度)		5動指標	活動指標			23年度活動見込		
	定量的な成果目標を示すことができない。 (理由)本事業は技術研究開発であり、事業実施 の成果が現れるのは、事業完了後となるため。	i			※上段(	プウトプット) ( )書きは予算措 資に係る見込み	定量的な活動指標を示すことができない。 (理由)本事業は技術研究開発であり、箇所 人数等で事業の進捗を表すことができないが			(	)	
単位当たり コスト	単位当たりコストを示すことがで (理由)本事業は技術研究開発で 的な成果実績や活動実績を示す	あり、事			3	<b>車出根拠</b>						
事業所管部局による点検												
項目						内 容						
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原 則や施策の考え方との整合性がとられているか。						「東日本大震災からの復興の基本方針」における『6原子力災害からの復興』の『(1)応急対策・復旧対策』の『④放射性物質の除去等』の施策の考え方に整合している。						
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						現在、放射性物質により汚染された下水汚泥の処分が困難な事態となっており、被災地に限らず広い範囲の自治体および下水道管理者から国に対し、緊急な対応(取扱指針の策定)を求められている。						
別未的な事業であるか(より高い効果をあける手法の迭折、類似事業等との位   に資う							事業は、放射性物質により汚染された下水汚泥の処分方法の検討等 資する調査に必要な機器を整備するものであり、汚染汚泥への対応に 可欠である。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						よる調査項	の対応を関連機関と連携 目、対象範囲及び当該調 費用対効果や効率性をあ	査に必要な	な設備に	ついて		
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						廃棄物の取扱については、環境省と、有効利用については経産省及び 農水省と連携しながら、国土交通省が下水汚泥固有の課題について検 討を行うこととなっている。						
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						国土交通本省下水道部では、汚染汚泥の処分・管理方法について検討し、国土 技術政策総合研究所では、各下水道管理者が処分対応する必要がある汚染レ ベル別の汚泥発生量等を推定する。これらの検討結果を踏まえ、各下水道管理 者は、対応すべき汚染レベル別の汚染汚泥量に応じた処分・管理の計画が策定 可能となる。						
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						・価格競争にる。	施・執行するための体制は よる入札を予定しており、事 様説明や納品時に行う検査	業の執行に	関する			

- 注1. 「活動指標(アウトプット)」欄の「活動見込」については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度 予算(第2次補正予算を含む。以下同じ)若しくは23年度予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で累積の見込み を記入すること。
- 注2.「単位当たりコスト」欄については、23年度第 次補正予算に係る分について記載すること。なお、既に成立している23年度予算若しくは23年度 予備費で措置している事業の追加措置の場合については、上段カッコ付で「(23年度1次補正 ××(円/ ))」などと記入すること。
- 注3. 「内容」欄には、すべての点検項目毎に点検の結果及び方法、これらの客観的な根拠について具体的に記入すること。